

自由と人権 通信

liberty&human rights NEWS

NO.47 (2024.9.26)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 「みなみ風吹く日」・詩の役割・「神隠しにあった街」 P1~3
- ② 違法な公金支出に対する「住民訴訟」 P3~7
- ③ 裁判のススメ P7~8
- ④ 案内・後記 P8

ご自由に
お持ちください



「自由と人権」HP

みなみ風吹く日

若松丈太郎

1

岸づたいに吹く

南からの風がこちよい

沖あいに波を待つサーファーたちの頭が見えかくれしている

福島県原田市北泉海岸

福島第一原子力発電所から北へ二十五キロ

チエルノブイリ事故直後に住民十三万五千人が緊急避難したエリア

の内側

たとえば

一九七八年六月

福島第一原子力発電所から北へ八キロ

福島県双葉郡浪江町南棚塩

舛倉隆さん宅の庭に咲くムラサキユクサの花びらにピンク色の斑点があらわれた

けれど

原発操業との有意性は認められないとされた

たとえば

一九八〇年一月報告

福島第一原子力発電所一号炉南放水口から八百メートル

海岸土砂 ホッキ貝 オカメフンブクからコバルト六〇を検出

たとえば

一九八〇年六月採取

福島第一原子力発電所から北へ八キロ

福島県双葉郡浪江町幾世橋

小学校校庭の空気中からコバルト六〇を検出

たとえば

一九八八年九月

福島第一原子力発電所から北へ二十五キロ

福島県原田市栄町

わたしの頭髪や体毛がいききに抜け落ちた

いちどの洗髪でこはん茶碗ひとつ分の頭髪が抜け落ちた

むろん

原発操業との有意性が認められることはないだろう

ないだろうがしかし

南からの風がこちよい

波間にただようサーファーたちのはるか沖

二艘のフェリーが左右からゆっくりに近づき遠ざかる

次頁に続きます

気の遠くなる時間が視える
世界の音は絶え
すべて世はこともなし
あるいは
来るべきものをわれわれは視ているか

2

一九七八年十一月二日
チェルノブイリ事故の八年まえ
福島第一原子力発電所三号炉
圧力容器の水圧試験中に制御棒五本脱落
日本最初の臨界状態が七時間三十分もつづく
東京電力は二十九年を経た二〇〇七年三月に事故の隠蔽をようやく
認める

あるいは一九八四年十月二十一日
福島第一原子力発電所二号炉
原子炉の圧力負荷試験中に臨界状態のため緊急停止
東京電力は二十三年を経た二〇〇七年三月に事故の隠蔽をようやく
読める

制御棒脱落事故はほかにも
一九七九年二月十二日 福島第一原子力発電所五号炉
一九八〇年九月十日 福島第一原子力発電所二号炉
一九九三年六月十五日 福島第一原子力発電所三号炉
一九九八年二月二十二日 福島第一原子力発電所四号炉
などなど二〇〇七年三月まで隠蔽ののち

福島第一原子力発電所から南南西へはるか二百キロ余
東京都千代田区大手町
経団連ビル内の電気事業連合会ではじめてあかす
二〇〇七年十一月

福島第一原子力発電所から北へ二十五キロ
福島県南相馬市北泉海岸
サーファアの姿もフェリーの影もない
世界の音は絶え
南からの風が肌にまとう
われわれが視ているものはなにか

(詩集『北緯度分の風とカナリア』より)

【詩の役割】

若松丈太郎さん(故人)は福島県南相馬市の詩人です。この作品は2020年の詩集に収録されているものです。若松さんは東京電力福島第一原発事故以前から原発に警告を発し続けてきました。『福島原発難民』(コールサック社)の「吉田真琴『二十風景』」の中で詩の役割について、若松さんは以下のように述べています。

「わたしたちの文明は、その文明を自己崩壊させかねない〈核〉という疫病神をとり込んでしまった。その疫病神はわたしたちの手に届かぬところ、東西の戦略システムの中核や巨大な発電所建屋のなかに置かれ、わたしたちは不安におびえながらも腕をこまぬいているしかない状況である。しかし、詩が時代を告発する役割を担っているものであるとするならば、詩人はことばをもってこの核状況を撃つべきであろう。詩によって福島県〈浜通り〉の地域的な問題を世界の普遍的な問題に重ねることが可能となるのである。」

次にご紹介するのは、若松さんが1994年にチェルノブイリ視察旅行に参加して作った作品です。17年も前に福島原発事故を予言しているような内容です。詩人の想像力の凄まじさを感じます。初出は掲載の通りですが、ぼくは『福島核災難民』(コールサック社)で初めて出会いました。前掲書と共にこちらもお勧めします。

神隠しされた街

四万五千の人びとが二時間のあいだに消えた
サッカーゲームが終わって競技場から立ち去ったのではない
人びとの暮らしがひとつの都市からそっくり消えたのだ
ラジオで避難警報があつて
「三日分の食料を準備してください」
多くの人は三日たてば帰れると思つて
ちいさな手提げ袋をもつて
なかには仔猫だけをだいた老妻も
入院加療中の病人も
千百台のバスに乗つて
四万五千の人びとが二時間のあいだに消えた
鬼ごっこする子どもたちの歓声が
隣人との垣根ごしのあいさつが
郵便配達夫の自転車のベル音が
ボルシチを煮るにおいが
家々の窓の夜のあかりが
人びとの暮らしが
地図のうえからブリピヤチ市が消えた
チェルノブイリ事故発生四〇時間後のことである
千百台のバスに乗つて
ブリピヤチ市民が二時間のあいだにちりぢりに
近隣三村をあわせて四万九千人が消えた
四万九千人といえは
私の住む原町市の人口にひとしい
さらに
原子力発電所中心半径三〇kmゾーンは危険地帯とされ
十一日目の五月六日から三日のあいだに九万二千人が
あわせて約十五万人
人びとは一〇〇kmや一五〇km先の農村にちりぢりに消えた
半径三〇kmゾーンといえは
東京電力福島原子力発電所を中心と据えると
双葉町 大熊町 富岡町
楢葉町 浪江町 広野町
川内村 都路村 葛尾村
小高町 いわき市北部
そして私の住む原町市がふくまれる
こちらもあわせて約十五万人
私たちが消えるべき先はどこか
私たちがどこに姿を消せばいいのか
事故六年のちに避難命令が出た村さえもある
事故八年のちの旧ブリピヤチ市に
私たちは入つた
亀裂がはいったペーヴメントの
亀裂をひろげて雑草がただけしい
ツバメが飛んでいる

ハトが胸をふくらませている
チョウが草花に羽をやすめている
ハエがおちつきなく動いている
蚊柱が回転している
街路樹の葉が風に身をゆだねている
それなのに
人声のしない都市
人の歩いていない都市
四万五千の人びとがかくれんぼしている都市
鬼の私は捜しまわる
幼稚園のホールに投げ捨てられた玩具
台所のコンろにかけられたシチュー鍋
オフィスの机上のひろげたままの書類
ついさっきまで人がいた気配はどこにもあるのに
日がもう暮れる
鬼の私はとほうに暮れる
友だちがみんな神隠しにあつてしまつて
私は広場にひとり立ちつくす
デパートもホテルも
文化会館も学校も集合住宅も
崩れはしめている
すべてはほろびへと向かう
人びとのいのちと
人びとがつくつた都市と
ほろびをきそいあう
ストロンチウム九〇 半減期 一七・七年
セシウム一三七 半減期 三〇年
プルトニウム二三九 半減期 一四四〇〇年
セシウムの放射線量が八分の一に減るまでに九〇年
致死量八倍のセシウムは九〇年後も生きものを殺しつづける
人は百年後のことに自分の手を下せないということであれば
人がプルトニウムを扱うのは不遜というべきか
捨てられた幼稚園の広場を歩く
雑草に踏み入れる
雑草に付着していた核種が舞いあがつたにちがいない
肺は核種のまじつた空気をとりこんだにちがいない
神隠しの街は地上にいっそうふえるにちがいない
私たちの神隠しはきょうかもしれない
うしろで子どもたちの声がした気がする
ふりむいてもだれもいない
なにかが背筋をそくそくと襲つ
広場にひとり立ちつくす

(詩集『いくつもの川があつて』より)

違法な公金支出に対する「住民訴訟」

—東大和市の弁護士成功報酬支払の違法性—

【経緯と法的根拠】

東大和市の弁護士報酬（以下「成功報酬」とする）支払について疑義（違法性）があるとして 2023 年 11 月 6 日に東大和市監査委員会に住民監査請求を申請しました。同年 12 月にこれが棄却されたため、2024 年 1 月 22 日に東京地裁に提訴しました。具体的には、東大和市が代理人弁護士に支払った成功報酬が違法（より正確に

は、その支払い時期が違法)な公金支出に当たるとして、違法に支払われた成功報酬と、その返還満了までの利子分を同市は当該弁護士に返還請求せよという行政訴訟(損害賠償請求行為請求事件)です。

当該市の住民が地元自治体等を提訴するので、一般には「住民訴訟」と呼ばれます。この行政訴訟は、住民監査請求をした後、その結果を待ってからでなければ当該市を提訴できないので「監査請求前置主義」とされます。

「住民訴訟」は地方自治法第242条の2、1項に規定されており、本件は其中でも4号(当該職員、若しくは違法行為の相手方に、損害賠償又は不当利得返還請求をするよう自治体等に対し求める請求)に当たるため、「4号請求」と呼ばれています。

この住民訴訟の地裁判決では、2024年8月28日に棄却という決定がありました。原告(わたしです)はこれを不当として当日即控訴しました。現在控訴理由書(字句の通り、控訴した理由を記した文書)の作成、提出準備中です。

【本件の概要】

本件についてもう少し詳しく説明します。この住民訴訟を起こす元となった別件訴訟があります。それは東大和市を被告とした損害賠償請求訴訟(東大和市議会に提出した陳情が不当に扱われたことで損害を被ったとして起こした訴訟^[注1]なので、以下「陳情訴訟」とする)があります。この件は、最終的には2023年8月4日に最高裁から上告棄却の判決が出て市側が勝訴しました。この訴訟において、同市代理人であったのが橋本勇弁護士です。東大和市は橋本弁護士との間で、一審(地裁)と控訴審(高裁)で訴訟事務委託契約書(いわゆる「代理人契約」)をそれぞれ交わしています。

その裁判は一審で2022年4月21日に棄却の判決、同年11月9日に控訴棄却の判決が出た後、同年同月22日に東大和市は控訴審での訴訟事務委託契約書(以下「契約書」とする)に基づいた成功報酬支払いを合意する訴訟事務委託契約協議書(以下「協議書」とする)を交わしています。そして2023年1月6日に実際に振込という形で同弁護士に支払っているのです。

時系列にすると以上ですが、分かりやすくするために、地裁判決から最高裁の判決までを以下に表として示します。

2022年	
4/21	地裁判決言い渡し(棄却)
5/6	原告が控訴状提出(東京高裁)
7/4	東大和市が橋本弁護士と訴訟事務委託契約書締結
11/9	高裁判決言い渡し(棄却)
11/21	東大和市が橋本弁護士に成功報酬支払いを合意(協議書締結)
11/24	原告が上告状兼上告受理申立書提出(上告)
11/25	上告状等提出期限(上告期限)
2023年	
1/6	東大和市が成功報酬1,188,000円を橋本弁護士に振り込む
8/4	上告棄却・上告受理申立不受理(最高裁)

【何が問題か】

初めから法律のことを持ち出してしまい、かえって取っ付きにくかったかもしれません。以下は分かりやすく、例えを用いて説明します。

例えば、Aという人がBという人に対して、1万円支払うので靴を作ってほしいと依頼したとします。この時、AがBに1万円支払う時には、BはAに靴を引き渡さなければなりません。これを民法第648条の2では「委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。」と定めています。例えの場合、「成果」とは靴であり、「報酬」とは1万円です。

2022年7月4日に東大和市は、橋本弁護士と控訴審での代理人契約として訴訟事務委託契約書を交わしてい

ます。この契約書には控訴審での着手金 594,000 円を支払うことが書かれており、同年 7 月 28 日に支払われています。成功報酬については訴訟事務終了後、「別途協議して定める」と書かれています。

弁護士に支払われる着手金や成功報酬は、委託された訴訟事務によって得られた委託者（東大和市）の経済的利益の額（着手金の場合は「得られるであろう額」）を基に算定されます。しかし成功報酬に関しては勝訴（一部勝訴を含む）しなければ支払われません。つまり全面敗訴ではゼロとなります。

東大和市の場合、結果的には全面勝訴したわけですから、橋本弁護士に対し成功報酬支払の義務は生じます。この場合の「成果」は東大和市が得た（又は失わずに済んだ）経済的利益の額（免れた損害賠償金支払額）ということになり、「報酬」は成功報酬ということになります。

これだけ見ると何も問題は無いかのように見えると思います。しかしよく考えてください。東大和市は最高裁での判決が出る 8 ヶ月以上前の 2022 年 11 月 21 日に支払合意をし、翌年 1 月 6 日に支払いを済ませているのです。2022 年 11 月 21 日は上告期限（控訴審判決後上告できると定められた期間、判決日または判決文が送達された日の翌日から 14 日間とされている）の 11 月 25 日以前^[注 2]であり、支払日は原告が最高裁に上告した後であり、どちらも最高裁の判決が出る以前です。日本では三審制を採用しており、上訴（控訴・上告）されれば、上訴審で確定判決となるまでは原審（元となった裁判）の判決は凍結（司法界では「遮断」という）されます。もっと正確に言えば、裁判での判決は上訴される期間が過ぎるまでは確定判決とはならないのです。その例外が最高裁での判決です。最高裁での判決は、即確定判決となります。

これを東大和市の場合で見てください。成功報酬支払合意をした 2022 年 11 月 21 日は、まだ上告期限の 4 日前です。しかも実際には同年 11 月 24 日に上告され、最高裁判決は翌年の 8 月 4 日に出ています。つまりこの時点では控訴審判決は確定しておらず、従って東大和市が得られる経済的利益も確定しているとは言えません。当然、経済的利益の額を基に算出する成功報酬額も算出することはできないということになります。上告審で東大和市が全面敗訴する可能性もゼロとは言えないからです。

ただし、最終的には東大和市は勝訴していますので、結果的には橋本弁護士に成功報酬を支払っても違法とは言えません。でもそれは 8 月 4 日の最高裁判決が出て以降の話です。つまり、8 月 5 日以降であれば合法的な支払いです（4 日であっても判決発出後であれば、理論的にはセーフ）。しかし、2022 年 11 月 21 日時点は確実にアウトです。橋本弁護士は「債権者」とは言えない、つまり東大和市は受け取るべき「成果」が無い状態で橋本弁護士に成功報酬を支払っており、違法な支払ということになります。成功報酬支払のストライクゾーンは前述のように 2023 年 8 月 5 日以降であり、2022 年 11 月 9 日の控訴審判決言渡しから 2023 年 8 月 4 日までの最高裁判決発出までは、言ってみれば「アウトゾーン」です。

【違法のデパート】

違法なのは民法第 648 条の 2 ばかりではありません。以上は民間でも同じであると考えられますが、もっと重大な問題は、成功報酬が公金から支払われているということです。東大和市は地方自治体です。その財源は市民・国民からの税金で賄われています。従って公務員である市長を筆頭とした東大和市職員は公金の支払いに関しては法に則った厳格な処理が要求されます。

地方自治法第 232 の 3 に「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」（カッコ内も法文）とあります。地方自治体の公務員が公金から支出することになる契約等の行為を「支出負担行為」と呼び、法令と予算に則った処理が要求されます。何よりもまず、同法第 232 の 3 という法律に違反していることは事実です。

さらに同法第 232 条の 5 にも、民法第 648 条の 2 と同じような定めがあります。「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。」という条文です。橋本弁護士は当該時点（2022 年 11 月 21 日）では実質的には「債権者」と呼ぶことはできません。

また、地方自治法第 232 条の 4 には次のような定めがあります。

第 232 条の 4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していな

いこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。（下線筆者）

地方公共団体には、当該団体の長から任命された会計管理者という会計事務をつかさどる職員が 1 名います。これは地方自治法第 168 条で必置とされています。市長と共に会計管理者は公金の支出に関して責任ある立場です。市長はもとより会計管理者も第 232 条の 4 違反を犯していることとなります。

こればかりではありません。条文の文言までは示しませんが、会計管理者は東大和市会計事務規則第 10 条 2 項違反、担当課長は東大和市支出負担行為手続規程第 3 条違反が問われなければなりません。また、関係職員全てがこのような違法行為を見逃し、漫然と支払いに合意したことは地方公務員法第 30 条の職務専念義務違反を犯していると言えます。

【司法体系の否定】

結果的には橋本弁護士の訴訟事務委託によって東大和市は勝訴し、経済的利益も得たのだから成功報酬支払いをすることはかまわないのではないかという疑問もあるかもしれませんが。もちろん 8 月 4 日の最高裁による棄却判決で控訴審での判決が確定したのですから、東大和市は同弁護士に対し成功報酬を支払うことは何の問題もなく、むしろそれは義務ですらあります。しかしそれはあくまでも「8 月 4 日以降になされる」という限定付きです。

2022 年 11 月 21 日に支払合意することは民法第 648 条のいう「成果」が無く、地方自治法第 232 条の 5 にいう「債権者」にも同弁護士は該当せず違法となります。つまり、当該時点でということがひとつの問題、そして成功報酬を支払ったということがもうひとつの問題、この 2 つを合わせて違法行為が成立するのです。

控訴審での判決でも前記の疑問と似たようなことを言っています。

別件訴訟については、令和 5 年 8 月 4 日にされた上告棄却及び上不受理の決定により、市の勝訴を内容とする控訴審判決が確定しているから（前提事実（2）エ）、本件委託契約に基づき発生した成功報酬請求権は事後的にも何らの影響を受けるものではない。（傍点筆者）

「事後的にも何らの影響を受けるものではない」としても、当該時点での違法性が帳消しになるものではありません。違法な公金支払は質されなければならないし、不当利得した額は利子をつけて返還されなければならないというのが法の求めるところです。

更に地裁の判決では、「市が勝訴したのであるから、本件委託契約に基づき、橋本弁護士の市に対する成功報酬請求権が確定的に発生した」とも言っているのです。控訴審判決が確定していない段階でこれを前提として経済的利益があると認め、「成功報酬請求権が確定的に発生した」と述べているのです。上告期限内であるにもかかわらず、これを待たず、最高裁の判断も聞かずに控訴審判決を確定判決として扱う、これは日本の司法体系、直接的には三審制の否定とも言えます。

上訴（控訴と上告では違いがあるにせよ）すればそれまでの裁判の確定は遮断されます。上訴期間内も原判決は確定しません。つまり上告により東大和市が敗訴する可能性はあり続けるということです。東大和市の勝訴を前提としなければ、「成功報酬請求権が確定的に発生した」などとは言えません。しかも司法関係者である裁判官が平然とこのような判断をすることに驚きを感じるとともに、啞然とせざるを得ません。

【司法は商売一湧き上がる妄想】

これだけ明らかな違法行為が監査請求で適法とされ、地裁でも原告主張が棄却されたことは、どう考えても納得できることではありません。判決文を何度も読みなおしましたが、合理的な判断だとはとても思えません。

判決文も監査結果でも基本的には同じ考え方です。大雑把に言うと契約書を交わし必要な手続きを踏んでいるから違法には当たらない、ということです。原告であるわたしも契約書が違法だと言っているわけではありません。契約書を都合のいいように解釈し、当該時点で成功報酬支払いを合意し、協議書を交わした、そのことが法に触れると主張しているのです。監査委員会も地裁も言外に、違法性の根拠となる法の上に契約の自由を置き、違法性はないと言っているように聞こえます。そこには、公金の支出に関して法による規定を厳格に適用しようという姿勢や、公務に対する厳しさが感じられません。

住民監査請求にはもともと期待はしていませんでした。監査委員と言っても市議会の議員が一人と市内の会計事

務所の税理士が一人の合わせてたった 2 人です。監査委員を任命するのも事件当事者である市長を代表とした市議会議長。選管等です。言ってみれば身内の組織で、どれほど第三者性が保たれているか疑問です。

今は控訴審に向けて取り組み中ですが、正直に言って裁判で期待するような判決が得られるとは考えていません。裁判所そのものに幻想を持っていないこともありますが、そもそもこの裁判に原告が勝訴することは、弁護士にとって喜ばしいことではないからです（しかもこの裁判は社会的に注目されていないという背景事情もあります）。

原告の主張が通ることになれば、成功報酬を獲得することに高いハードルを課せられることになる。委任した級審（一審・控訴審・上告審）での勝訴だけではおいそれとは成功報酬を得にくくなるからです。最低でも確定判決になるまで（相手方が上訴しない、または上訴審で確定判決となるまで）は待たねばならないという事態が出来ます。成功報酬獲得の門を司法関係者自ら狭くすることなど考えられませんか。

もちろん裁判官は弁護士ではありません。しかし定年で退官すれば弁護士として開業することになるのです（その意味では検察官も同じです）。つまり同じ弁護士仲間と言えます。しかも「期」が異なるとはいえ、司法修習生として共に学んだ仲間です。早い話が同じ穴のムジナです。彼らは一定のステータスを得、それなりの生活を営んでいる。裁判官は官僚であり、身分は安定している。つまり、守るべきものがあるということです。社会の実態に批判的に立ち向かうこともせず、おのれの生活に渴きを感じることもない安穩とした生活を送っている者たちが、自らの生活を脅かしかねない結論を出すはずがないという「妄想」さえ浮かんでしまうのです。

それでも裁判に臨むのは、黙って不当な行為に従ったり、見逃したりしたくないのと、もしかしたら「まともな」判断をしてくれる裁判官が一人くらいいるのではないかという淡い期待が残っているからです。

[注 1] 2020 年 2 月 14 日に東大和市議会に提出した『東大和市 子ども・子育て憲章』の制定見直しを求める陳情が同議会議長中間建二(当時)によって「議長預かり」として本会議に上程されなかったことを不当として同年 11 月 18 日に東京地裁立川支部に提訴した事件。2022 年 4 月 21 日棄却、5 月 6 日に東京高裁に控訴、11 月 9 日棄却、11 月 24 日最高裁に上告、2023 年 8 月 4 日棄却・不受理の判決を受けた。

以上のような結果だったが、わたしはまだ裁判所の判断が正しかったとは思っていない。

東大和市議会議長中間建二は、総務委員会で不採択となった同陳情について、本会議で当局の提出した憲草案がすでに採択されていたことから、陳情を本会議に上程せずに「議長預かり」として握りつぶした。しかし東大和市議会会議規則の解釈については逐条解説にも書いてある通り、また他の地方自治体でも実施している通り、同陳情を正式に本会議にかけ、そこで「みなし不採択」にするべきだったのだ。最高裁の判決は一枚の「調書」に結論しか書いてないものだが、地裁と高裁のそれには「当裁判所の判断」なるものがゴチャゴチャと書いてある。しかしその内容は判決の結論にとって都合のいい事実は採用し、そうでないものは無視するというものだった。同議会規則の解釈についても出典まで示しておいたが一切無視された。

[注 2] 控訴審判決言渡し当日、わたしは体調を崩して出廷しなかったため、判決文は郵送で届いた。上告期限を「11 月 25 日」としたのはどんなに早くともこの日以前になることはないとして仮に定めた。実際に送達された日は失念した。



裁判のススメ

今 60 代位から上の方だったら知っているかもしれないけれど、昔運転免許試験場の近くには「代書屋」というのが立ち並んでいました。主な仕事は免許証の発行や更新の手続きの時に、写真を撮ってくれたり、必要書類にタイプで文字を印刷してくれるものだったようです（ぼくは一度も利用したことがないので、人から聞いた話です）。後はその書類を持って試験場に行けば済み、て楽なので利用する人が多かったのでしょう。でも今では（府中の試験場に限り言えば）、全く見かけなくなりました。みんなが自分で申請書を書き、提出するようになったからです。裁判について考えようとしていたら、弁護士のことが思い浮かんだので、その流れで代書屋を思い出したような次第です。

弁護士は、まさにこの「代書屋」のようなものです。代書屋と違うのは、裁判をするときにほとんどの人が弁護士に依頼することです。誰でも裁判をするときは弁護士に頼まなければならないと思っているか、弁護士に頼まな

いとなかなか相手方に勝てないと考えているかでしょう。

ぼくは今まで3つの裁判を本人訴訟で闘ってきました。一番初めの際は関係本を入手したり、ネットで情報を検索して手探りで裁判に臨んだのですが、やはり不安になり弁護士事務所の法律相談を頼りました。1回の法理相談でしたら、法律事務所によっては無料で応じてくれるところもあり、支払うとしても1回30分から1時間ぐらいで5,000円から1万円くらいです。これを何回か繰り返すという方法を取りました。代理人契約も一度は考えたのですが、ぼくにとっては費用が高額(60万円前後)で、とても手が出ませんでした。それにそんな金額をかけるなら、もっと有効な使い道があると考えました、そんなわけで本人訴訟でやると腹を括り、最終的には最高裁まで進みました。やるならやっぱり本人訴訟です。時間はかかるが、カネは(そんなに)かからない。

やってみると慣れもあって、最初の緊張感は何処へやら、裁判所の手続きや裁判というものが少しづつわかってきました。それに法律や判例についても今はネットで様々な情報が引き出せます。本人訴訟は時間とネット環境さえあれば、そしてやる気さえあれば誰でもできます。対行政に限らず、不当だと思うことがあったら裁判をやることをぼくはお勧めしています。そもそも裁判を受けることは何人にとっても権利なのです(憲法第32条)。

裁判がハードルが高いと感じる方は、せめて行政の不服審査を申請することです。これは比較的手軽にできますが、やはり行政の土俵の中での闘いなのでおのずと限界があります。でも、少なくともここまではやるべきです。その結果が不服であれば(不満が残るのが大半と考えていたほうがいい)訴訟に持ち込めばいいのです。もちろん審査請求をパスして直接訴訟に持ち込むほうがベターです(住民訴訟のように、監査請求を前提としなければ提訴できないものもあります。その場合は損害賠償請求という方法も検討するのもいいでしょう)。やってみればそんなに難しいものではありません。めったに勝てないので。勝つことを目標にしなければ、もっと簡単です。

「勝つことを目的としない」裁判なんて意味はないと思われるかもしれませんが、そんなことはありません。少なくとも行政に対しては大いに意味があります。行政の側は、どうせ市民は文句を言ったところで訴訟に持ち込むことはない和高を括っています。そんな市民が気楽に裁判を起こすような状況になると、行政の側には脅威になります。少なくとも緊張感を持たざるを得なくなります。市民にも行政にも良いことだらけです。

勝つことを目的としていないので、提出文書は最低限でいいのです。申立手数料(訴訟の目的物の価格の基礎となる額による)というのがかかりますが、例えば損害賠償額を極端に低く(例えば1円とかに)すればかなり安く抑えられるでしょう(やってみたことがないので、正確なところは分かりません)。ただし、この他に書類の郵送料として6,000円分の切手が要求されます。一回の裁判でこの切手すべてが必要となるわけではありません。しかし残りを切手で返されても使い道に不自由します。そこで現金納付という方法もありますのでそちらを選択してください(これは窓口で希望しないと、裁判所側から教えてくれることはめったにないです)。残高はあらかじめ届け出た口座に振り込んでくれます。

次は、裁判所の「常識」について書いてみたいと思っています。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

住民訴訟報告会

【日時】9月29日(日)午前10時~11時30分

【会場】東大和市立中央公民館 202 学習室

【主催】自由と人権

【参加費】無料

- ◆資料を用意しますので、参加される方はできるだけ事前にお知らせください。
- ◆オンライン参加を希望される方は、前日午後5時までに、榎本までお申し出ください。

サンホセの会 10月定例会

【日時】10月20日(日)

午後1時30分~午後3時30分頃まで

【会場】東大和市立向原市民センター 集会室2

【内容】「2024 平和市民のつどい」チラシ配置拒否への対応・住民訴訟についてなど

- ◆市民文化祭のため東大和市市立中央公民館が予約できないので、会場は向原市民センターにしました。今回は、オンライン参加は設定していません。

【後記】書きたいことがいろいろあったのですが、今号は裁判特集のようになってしまいました。ぼくがこれまで取り組んだ3つの本人訴訟のうち、住民訴訟(行政訴訟)が一番最後に体験(継続中)したものです。役に立てばと思い、「裁判のスズメ」も書いてみました。ご批判ください。